

共済

NEWS

公告広報

No. 168

公 告

平成30年三職共公告第4号

定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

平成30年2月22日
三重県市町村職員共済組合
理事長 西 田 健

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田 808
発行人	澄 野 和 男
電 話	(059) - 253 - 2701

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を次のように変更する。

第40条第1項の表中「1,000分の6.39」を「1,000分の6.96」に、「1,000分の2.11」を「1,000分の1.72」に改める。

第40条の2中「1,000分の12.78」を「1,000分の13.92」に改める。

第42条中「平成29年度」を「平成30年度」に、「2,150円」を「2,435円」に改める。

附 則（平成30年2月22日公告第4号）

- 1 この変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、平成30年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

変 更 後							変 更 前						
(掛金及び負担金の額) 第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。							(掛金及び負担金の額) 第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。						
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の	一般組合員	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の
市町村長組合員	分の	<u>分の</u>		分の	<u>分の</u>		市町村長組合員	分の	<u>分の</u>		分の	<u>分の</u>	
特定消防組合員	46.69	<u>6.96</u>		46.69	<u>6.96</u>		特定消防組合員	46.69	<u>6.39</u>		47.56	<u>6.39</u>	
長期組合員	<u>1,000</u>	-	1.8	<u>1,000</u>	-	1.8	長期組合員	<u>1,000</u>	-	1.8	<u>1,000</u>	-	1.8
市町村長長期組合員	<u>分の</u>	-		<u>分の</u>	-		市町村長長期組合員	<u>分の</u>	-		<u>分の</u>	-	
2 (略)							2 (略)						
(任意継続掛金の額) 第 40 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 93.38 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に <u>1,000 分の 13.92</u> を乗じて得た額とする。							(任意継続掛金の額) 第 40 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 93.38 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に <u>1,000 分の 12.78</u> を乗じて得た額とする。						
(資金の繰入れ) 第 42 条 <u>平成 30 年度</u> における地方公務員等共済組合法施行規程							(資金の繰入れ) 第 42 条 <u>平成 29 年度</u> における地方公務員等共済組合法施行規程						

変 更 後	変 更 前
(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、 <u>2,435 円</u> とする。	(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、 <u>2,150 円</u> とする。